

宇佐市公共工事の中間前金払に係る事務取扱要綱

平成 20 年 8 月 25 日

宇佐市要綱第 21 号

改正 平成 23 年 4 月 27 日宇佐市要綱第 9 号 平成 27 年 3 月 31 日宇佐市要綱第 13 号
令和 5 年 3 月 30 日宇佐市要綱第 7 号 令和 6 年 3 月 22 日宇佐市要綱第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇佐市が発注する公共工事のうち土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、測量、調査及び監理並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「工事」という。）における、当該工事の材料等に相当する額として必要な経費について、当該経費の 4 割を超えない範囲内で既に支払った前金払に追加して、当該経費の 2 割を超えない範囲に限り前金払（以下「中間前金払」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第 2 条 中間前金払の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) その 1 件の請負代金額が 50 万円以上であること。
- (2) 既に宇佐市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 34 条第 1 項に規定する前払金を支出していること。
- (3) 中間前金払に関し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証が行われていること。
- (4) 工期（債務負担行為に基づく 2 年以上にわたる契約（以下「債務負担契約」という。）における場合には、当該会計年度の工事実施期間。以下同じ。）の 2 分の 1 を経過していること。
- (5) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (6) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額（債務負担契約については、当該会計年度の出来高予定額。以下同じ。）の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(対象経費の範囲)

第 3 条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(割合)

第 4 条 中間前金払の割合は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金額の 10 分の 6 を超えてはならないものとする。

(債務負担行為に係る特例)

第 5 条 債務負担契約については、各会計年度の年割額に対応する出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第 6 条 対象工事の請負契約締結に当たっては、当該対象工事の落札者から契約締結時に中間前金払・部分払選択届（様式第 1 号）の提出を求め、中間前金払又は部分払のいずれ

れかを選択させるものとする。この場合において、契約締結後の変更は認めないものとする。

(認定方法)

第7条 中間前金払の認定については、中間前金払の請求をするため、認定を受けようとする対象工事の請負契約を締結した落札者（以下「受注者」という。）から、中間前金払認定請求書（様式第2号）及び約款第11条に基づく履行報告書（様式3号）（以下「認定資料」という。）を提出させ、行うものとする。

2 受注者から中間前金払に係る認定の請求があったときは、当該契約に係る工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その作業に要する経費（以下「進捗額」という。）が請負代金額の2分の1以上であるがどうかを調査するものとする。この場合において、進捗額の数値に疑義があるときは、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めることができるものとする。

3 前項の調査は、当該工事を担当する監督員が行うこととし、第1項の認定は、当該工事主管課の長が行うものとする。この場合において、認定の決裁は、第1項により受注者から提出された認定資料及び前項後段により提出を求めた資料等により行うものとする。

4 認定資料により調査し、その結果が妥当と認めるときは、市長名を記載し、その公印を押印した中間前金払認定調書（様式4号）を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を設計図書に綴り保管するものとする。

(認定及び支払の期間に係る取扱い)

第8条 約款第35条第2項に基づく中間前金払に係る認定の請求があった場合は、当該認定に当たって、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に認定結果の通知を行うものとする。

2 受注者は中間前金払の支払請求をする場合は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と中間前金払に関する保証契約を締結したのち、別に定める請求書に当該保証契約の保証証書を添付して予算担当課に提出するものとする。この場合において、市長は、当該支払請求を受けた日から20日以内に保証証書に記載された前金払預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(中間前払金額の返還)

第9条 中間前払金の支給を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 第3条に規定する対象経費以外の支払に充当したとき

(2) 契約を解除したとき。

(3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約の履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。

(4) 保証契約を解除したとき。

(5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第10条 市長は、前条の規定に該当する場合において、返還すべき前払金を市長の指定する期日までに返還しなかったときは、未返還額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務

大臣が定める率（年当たりの率は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を中間前払金の支給を受けた者に対して請求することができる。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 27 日要綱第 9 号）

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日要綱第 13 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日宇佐市要綱第 7 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日宇佐市要綱第 22 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

宇佐市長

宛て

(受注者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

中 間 前 金 払 ・ 部 分 払 選 択 届

下記工事について、{ 中間前金払
部 分 払 } を選択します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日

注 1) 中間前金払又は部分払のどちらかを 2 本線で抹消してください。
(訂正印は不要です。なお、どちらを選択しても「前金払」の請求はできます。)

注 2) 契約締結後は、選択の変更は認められません。

【備考】

- 1 契約金額が 100 万円以上の場合
どちらも希望されない場合は、「部分払」を選択して提出して下さい。
- 2 契約金額が 50 万円以上 100 万円未満の場合
「部分払」は選択できませんので「中間前金払」を選択して提出してください。なお、中間前金払を希望されない場合は、この届は提出不要ですが、契約関係書類提出時にその旨を申し出て下さい。
- 3 契約金額が 50 万円未満の場合
この届は提出不要です。
- 4 債務負担行為に基づく 2 年以上にわたる契約の場合
中間前金払を選択した場合でも、各年度の前金払又は中間前金払後の残額の支払いについては、最終年度を除き部分払いとして支払いを行います。

年 月 日

発注者

殿

（受注者）

印

中 間 前 金 払 認 定 請 求 書

宇佐市公共工事請負契約約款第35条第2項に基づき、工事履行報告書・工程表を添えて
下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

契 約 日

工 事 名

工 期 自

至

工 事 場 所

請 負 代 金 額

【請求要件】

- ① 工事一件の請負代金の額が、50万円以上の土木建築に関する工事であること。
- ② 工期の1／2を経過していること。
- ③ 工程表により工期の1／2を経過するまでに実施すべきものとされている当該
工事に係る作業が行われていること。
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の1／2以上の額
に相当するものであること。

履 行 報 告 書

工 事 名			
工 期	年 月 日～ 年 月 日		
日 付	年 月 日 （ 月分）		
月 別	予定工程（%） （ ）は工程変更後	実施工程（%）	備 考
(記事欄)			

監督員	副監督員		現場代理人	主任（監理）技術者

中 間 前 金 払 認 定 調 書

工 事 名										
工 事 場 所										
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日									
前 払 請 求 可 能 額										
請負代金額					円					
請負代金額×0.6					円					
支払済前払金					円					
今回請求可能額					円					

上記工事について、その進捗等調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定したので通知します。

年 月 日

宇佐市長 印

(受注者)

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名 様